

# B・R・アンベードカルとインド憲法 (二) 完

——少数者保護規定を中心として——

孝 忠 延 夫

## 目 次

はじめに

一 インド憲法における少数者保護

二 B・R・アンベードカル『国家と少数者』

序

インド合州国憲法草案 (以上前号)

条文解説

むすびにかえて

二 B・R・アンベードカル『国家と少数者』(承前)

## 条文解説

### 前文

B・R・アンベードカルとインド憲法

前文は、一九四七年一月二日(水曜日)制憲議会の行なつた決議の目的に憲法上の体裁を与えるものである。

## 第一条第一節

### 一項ノ四項

六〇〇有餘のインド藩王国の連邦への編入は多くの困難な問題を生ぜしめる。<sup>(1)</sup>その中で最も困難なものは、連邦への藩王国の編入に関するものである。全てのインド藩王国は、一つの主権国家たることを主張しており、固有の権利を保持したままで連邦へ編入されることを要求している。インド藩王国は、規模、人口、収入及び資源に応じて異なつたクラスに分けられる。一つの州として連邦に編入された全ての藩王国が、その領域内の平和を維持するため近代的行政責任をはたし、人民の経済的發展に必要な財源を所持する能力を持たねばならないことは明白である。そうでなければ、インド合州国は、中央政府に対する援助を行なうのではなくそれに負担をかける多数の弱小州に苦しめられることにならう。構成単位としてかくの如き弱小州からなる連邦政府は、緊急事態に際して十分な力を決して發揮できない。それゆゑ、もし全てのインド藩王国が近代的行政責任をはたし、内部的平和を維持する能力があるか否かにつき何ら吟味されることなく連邦へ編入されるとしたならば、将来のインドの安全に重大な危険が生ずることは明らかである。この危険を避けるため、本条は、二つのクラスにインド藩王国を分けることにした。この二つとは、(1)資格藩王国と(2)未資格藩王国、である。本条は、連邦へのインド藩王国編入手続の第一段階として、資格藩王国のリストが作成されるべきことを提案している。資格インド藩王国は、その藩王国内で組織される政府の適切な形態を実現するため、連邦政府が制定する権限をもつ授權法規定の承認と施行を申請することによって連邦に編入される。このことは、インド合州国憲法の原則と一致するだろう。未資格インド藩王国支配地域は、インド合州国の地域として取り扱われ、インド合州国により適正規模の州に再編成される。当分の間、その地域の統治者は、インド合州国の監督の下にその地域の行政を行なうものとする。また、英領インド諸州の支配地域であるかインド藩王国の支配地域であるかを問わず、インド領土は単一かつ不可分であり、たとえあるインド藩王国が連

邦に編入されないとしてもこのことに変わりのないことを宣言している。

四項はある藩王国が一度連邦に編入されるならば、それは保全され、同項で定められた条件をみたさないかぎり再分割されることのないことを規定する。

## 第一条第二節

### 一項と二項

一項は、独立はしているが辺境地域にあり、しかも連邦に加入することを望んでいる地域<sup>(2)</sup>を、インド合州国が編入することを認めている。

二項は、インド合州国が領土を取得し、それを編入するか又は分離領土として扱うことが出来る旨定める。

## 第二条第一節

本憲法に基本的人権の保障を規定したことに何の説明も必要としないだろう。基本的人権の必要性は、新旧を問わず全ての憲法の中で承認されている。本条で定められた基本的人権は、様々な諸国の憲法の中から、とりわけその条件が多少とも現在のインドの条件と似かよった諸国の憲法から継受したものである。

## 第二条第二節

### 一項

B・R・アンベードカルとインド憲法

権利は、救済措置が伴った場合にのみ現実的なものとなる。権利が侵害されたとき、訴えることの出来る法的救済手段を持たなければ、与えられた権利は何の役にも立たない。したがって、本憲法が権利を保障するときには、同時に立法府及び執行府がその権利を無視しないような規定をつくることも必要となる。この作用は通常司法府に割りあてられる、したがって裁判所は本憲法で保障された権利の特別の保護者とされてきた。本項は、このことを定めるにすぎない。本項は、執行府の権限濫用に對する一定の審査権限を司法府に与えることによって、執行府の圧政から市民を保護することを意図している。この権限は今状発布の形式を採る。インド高等裁判所は、インド政府及び開封勅許状 (Letters Patent) にもとづいてこれらの権限を持つ。しかしながら、これらの権限は二つの制限に服する。<sup>(3)</sup> まず第一に、開封勅許状によって与えられた権限は、首都にある高等裁判所でのみ有効であり、全ての高等裁判所で利用しうるわけではない。第二に、これらの権限は、インド立法府によって制定された法律に服する。第三に、一九三五年インド統治法によって与えられた権限は限定されており、被害を受けた人の保護には不十分なことが明らかである。本項は次の二つの目的を実現している。(1) 英国法で大権令状と呼ばれるところの令状を発する十分な権限を司法府に与えること、(2) いかなる方法によろうとも立法府がこれらの権限を縮小することを防ぐこと。

## 二項

インドのように大部分の人々がコミユナルのに思考する国では、権限を有する者が、その人と同じコミユニティに属さない人に平等の取扱いを行なうだろうと期待することは困難である。不平等な取扱いは、インドにおける不可触民の避けがたい運命であった。次に引用する、一八九二年一月五日付マドラス政府蔵入委員会議事録第七二三号からの抜粋は、ヒンズー官吏によって指定カーストに加えられた不平等待遇がどのようなものであるかを如実に示している。報告は、次のように述べている。

『一三四。従来、皮相的に述べられたことからだけ判断しても、様々の抑圧形態が存在している。パリア (Pariah) の不服従を処罰するため、その主人は、——

(a) 村裁判所又は刑事裁判所に虚偽の訴を提起する。  
(b) パリアの家畜を囲いの中に閉じ込め、彼らが寺院へ行くのを妨害するため、村落 (paracheri) の周囲にある未墾地を政府に申請して取得する。

(c) 村落の利益に反して、政府に不正に登録された *mirasi* 名を有する。

(d) 小屋を壊したり、裏庭での栽培をだいなしにする。

(e) 昔からの転借にもとづく占有権を拒否する。

(f) パリアの収獲物を強制的に刈り取り、そうした場合でも窃盗及び騒擾罪の責を負うことを拒否する。

(g) 偽りの陳述にもとづいて、彼らが最終的に破産してしまふ執行文書を得しめる。

(h) 彼らの畑地からの水の流れを遮断する。

(i) 地主収入支払遅滞を理由として法律上の告知なしに差押えられる転借人の所有物を有する。』

『一三五。これらの権利侵害に対する救済手段として民事及び刑事裁判所が設けられているといわれるかもしれない。たしかに裁判所というものが存在してはいる。しかしインドは村のハムデン (Hamden) を生み出さない。人が裁判所に訴えるには勇氣を持たねばならない。法律知識を得るにはお金が必要であり、弁護士費用を支払わねばならない。さらに訴訟期間中生活していくための資産がある。そのうえ大抵の訴訟は、第一審裁判所の判決で決まってしまう。これらの裁判所は、時として腐敗しており、一般的に自分達が所属する富裕な土地所有階級に共感を持つ官吏によって支配されている。』

『一三六。官吏の世界におけるこれら階級の影響はほとんどありえない。このことは原住民 (Natives) に関しては極端であり、ヨーロッパ系住民に關してさえ大きいといえる。最上級から最下級にいたる全ての官職は、ヒンズーの代表で補充される。したがって彼らの利害に影響を与える何の提案が存在しなくても、その提案が実現されていく過程でそれに影響を与える理由を持ちだすことができない。』

パンジャブ土地譲渡法 (The Punjab Land Alienation Act) は、立法府による不可触民不平等取扱いのもう一つの例といえる。他の多くの少数者コミュニティは、多数者コミュニティの手になる同様の取扱いに苦しんでいるにちがいない。それゆえ、全ての市民が法律、命令、規則の均しい便宜を享受することを確保するための規定を持つことが必要である。

第二項の条文は、黒人を不平等待遇から保護するためにアメリカ合衆国連邦議会によって制定された、一八六六年及び一八七五年三月一日の市民権保護法 (Civil Rights Protection Act) にならったものである。

### 三 項

基本的人権が真の権利であるとするならば、差別は、それに対して保護されねばならないもう一つの脅威である。差別が大規模にしかも残忍なやり方で行なわれることが可能なインドのような国では、基本的人権は何の意味も持ちえない。最近アメリカ合衆国議会で提案された法案の中で採られた手法を本救済措置は踏まえたものである。アメリカのこの法案の目的は、黒人に対して行なわれている差別を防ぐことにある。

### 四 項

本項の主たる目的は、私企業への全ての手段を閉じることなく最高度の生産性を導出し、同時に富の公正な配分を定めるといふ方向で人民の経済生活を計画することを国に義務づけることである。本項で述べられた計画は、集団耕作法による農業の国有化と、工業分野での国家的社会主義の修正形態を企図している。本項は、農業及び工業に必要な資本を提供する義務を明確に、国に負わせている。国による資本の供与なしには土地も工場もよい結果を産みだすことはできない。さらに本項は、二重の目的をもって保険の国有化を目ざしている。国有化された保険は、個人の保険金最終支払保障として国家財政が保証できるかぎり、個人に私保険会社よりも大きな保証を与える。必要な資金がない場合、高い利率で金銭市場から借りるといふ手段を採らなければならないだ

ろうが、本項は、その経済計画に資金を調達するために必要な財源を国家に与えている。国家的社会主義は、インドの急速な工業化にとっての基本である。私企業はそれを行なうことが出来ないし、もしそれを行なったとしたら、ヨーロッパで作りだされインド人にとっての訓戒となっているにちがいない富の不平等をうみだすだろう。土地保有・借用強化立法 (Consolidation of Holdings and Tenancy Legislation) は役立たないというよりは有害である。それは、農業の繁栄をもたらすことはできない。強化立法も借用立法も全く土地を持たない人足 (Labourers) たる六〇〇〇万不可触民にとっては何の援助ともなりえない。強化立法も借用立法もそれらの問題を解決できない。本項でなされた線にそった集団農業のみが彼らを援助することができる。当該関係人については何の取用も存在しない。それゆえ、その提案に何の異議も存在しないはずである。

その計画は、二つの特色を持っている。一つは、それが経済生活の重要な部門で国家的社会主義を提唱していることである。計画の第二の特色は、国家的社会主義の確立を立法院の意思に委ねていないということである。つまり、憲法によって国家的社会主義を確立せしめ、立法院及び執行府のいかなる行為によってもそれを変更できなくしている。

憲法の研究者はただちに一つの異議をとなえるだろう。彼らは次のように尋ねるにちがいない。「その提案は、基本的人権の通常の範囲をこえないのか？」私は、こえないと答える。それが通常の範囲をこえると思われるのは、そのような批判が基礎とする基本的人権の概念がある一つの狭い概念である場合だけである。基本的人権だから成り立っている憲法の範囲についての狭義の概念からさえ、本提案は十分な妥当性を見出しうるということがある人は主張し述べるだろう。社会の経済構造の形態 (shape and form) を法律によって規定する目的は何か？ その目的は、他人による侵害から個人の自由を保護することであり、それが基本的人権制定の目的である。個人の自由と社会構造形態との関連は何人にとっても明白だというわけではない。それにもかかわらず、この二つの関連は現実的である。次の要件が念頭に浮かぶならこのことは明らかとなるだろう。

- 政治的民主主義は、左の条件で述べられた四つの前提に基づいている。
- (i) 個人は、彼自身が一つの目的である。

(ii) 個人は、憲法によって保障されるべき不可侵の権利をもつ。

(iii) 個人は、特権享受の条件としてその憲法上有する権利の放棄を要求されてはならない。

(iv) 国は、私人に他人を支配する (Govern) 権力を委ねてはならない。

私企業及び個人利益の追求を基礎とする社会経済制度の作用を研究する者ならば、民主主義が前提とする前記(ii)、(iv)の命題を、たとえそれが実際に侵害しないとしても、この二つの命題をいかに損なうかを理解するだろう。生計を得るために、如何に多くの人々がその憲法上の権利を放棄せねばならないのか？ 私雇用者に支配されるよう、如何に多くの者が自らを貶めねばならないか？

いわゆる基本的人権が失業者にどのような価値を有しているか彼らに問うてみよう。職を持たない人に、一定の賃金があり、労働時間が定まっておらず労働組合加入を禁ずる条件を有する仕事と、言論・結社・宗教等々の自由な行使との間で選択が可能だとされた場合、彼の選択がいずれであるかについて何の疑問も存在しない。他の選択がどうして可能であろうか？ 餓死の恐怖、家を失う恐怖、その貯蓄（もしあったら）の話だが）を失う恐怖、子供を退学させることを余儀なくされる恐怖、公救恤の負担をしなければならぬという恐怖、公の費用で焼き払われ又は埋葬されることについての恐怖は、あまりにも強い要素なので人はその基本的人権をあくまで主張し通すことはできない。かくして、失業者は労働と生存への特権を確保するために彼らの基本権放棄を余儀なくされる。

就労者に関しては何が問題となるだろうか？ 憲法学者は、彼らの自由を保護するためには基本的人権の立法化で十分であり、それ以上のものは何も必要でないと考える。憲法学者は、国家が私事——つまり経済的・社会的事項——への干渉を抑制しているところでは残余のものは自由だと論ずる。そこで必要なことは残余のものを出来るだけ大きくし、国家の干渉を可能なかぎり小さくすることである。たしかに、国家が干渉を抑えたところに残ったものは自由であろう。しかし、これは問題を解決したことになるのではない。もう一つの問題が未回答のままになっている。この自由は誰にとつての、及び誰のための自由なのか？ 明らかにこ

の自由は、地主が地代を引き上げ、資本家が労働時間を増加し、賃金を引き下げる自由である。このような自由にならざるを得ず、他のものとはなりえない。なぜならば、大量の労働者が雇用され、規則正しい間隔で一体となって商品を生産していく経済体制の下では、労働者が働きつづけ工場の機械が作動しつづけるように規則を制定せねばならないからである。国家がそれをやらなければ私雇者がそうするだろう。他のやり方で生活していくことは不可能となる。換言すれば、国家の統制からの『自由』とは私雇者の独裁の別名にはかならない。

このような事態が生ずることを如何にして防ぐか？ 就労者と同じく失業者が、生命、自由及び幸福追求の権利を詐取されることを防ぐには如何にすべきか？ 民主主義国家によって採用される有効な救済措置は、政治分野で専断的抑制を課す政府権力を制限すること及び経済分野で権力性の少ない (less powerful) 恣意的抑制を権力的な (more powerful) 個人に課すことを控えるため立法府の通常の権限を援用することである。その不充分性が計画の無益性から来していることははっきりしていた。立法府の、権力性の少ない権限行使が成功するかどうかは疑わしい。成人選挙の下でさえ、全ての立法府及び政府が立法府への権力的介入の訴えによって統制されるという事実が持つのは、自由への、権力性の少ない侵害に対する非常に不安定な保障である。本草案の考えは、全く異なった方法を採用している。つまり、恣意的抑制を課す政府の権限ばかりでなく、権力的な個人の権限を制限すること、より一層正確に云えば、人民の経済生活に対して持っている統制を撤回することによって権力を持たない人に恣意的抑制を課す権限をもつ可能性を除去することを意図している。権力を持たない人の権利と自由を、権力をもった人が侵害することに対する二つの救済措置を含んだこの提案が疑いなく有効であることにはささかの疑問の余地もあり得ない。以上の考察を前提にすれば、本提案は、本質的には個人の自由を保護するための提案である。それ故、如何なる憲法学者も、この提案が憲法の通常の範囲をこえているという理由で反対することは出来ないだろう。

本草案の立場に関して、それは全く個人の自由を保護する手段だとみなされてきた。しかし、注目に値するもう一つの側面があることを忘れてはならない。それは、議会制民主主義を放棄することなく、かつ、議会制民主主義確立への意志を捨て去ることな

く国家的社会主義を制度化していこうとする試みである。国家的社会主義への批判は、その理解者のものでさえ、「なぜ国家的社会主義をインドの憲法の一構成要素となすのか?」と問うことにかぎられている。国家的社会主義を法律の通常の手続で実現していくことを何故立法府に委ねないのか? それを何故通常の法律に委ねることが出来ないかという理由を理解するのは困難である。計画経済成功の本質的条件の一つは、それが中断や放棄されるべきでないということであろう。それは永続的でなければならぬ。問題は、如何にしてこの永続性が確保されるかということである。立法府と執行府の政策がその時々多数派の政策である、議会制民主主義にもとづく議院内閣制と呼ばれる統治形態の下で、それを確保することはできない。議会制民主主義の下では、ある選挙での多数派が工業と農業における国家的社会主義に賛成しているかもしれないが、次の選挙で多数派はそれに反対しているかもしれない。国家的社会主義に反対する多数派は、国家的社会主義に賛成する多数派が行なった作業をもとに戻すために自己の立法権を行使しようとするだろうし、国家的社会主義に賛成する多数派は、再度その反対者によってなされた措置をくつがえすために自己の立法権を行使するだろう。社会の経済構造が国家的社会主義にもとづいて構築されることを望む人々は、このように基本的な目的の実現を、単純多数——その政治的命運は、合理的理由によっては決して左右されないのだが——が作成したりしなかつたりする権利を有する通常の法律に委ねることは出来ないと考えている。これらの理由から政治的民主主義は、国家的社会主義實現のためには不適切であると思われる。

代わりに選ぶものは何か? 代わりに選ぶるのは独裁制である。国家的社会主義結実の本質的要素として必要とされる永続性を独裁制がもたらしうることは明白である。しかしながら独裁制が直面するにちがいない一つの事がある。個人の自由を信奉する人々が独裁制に断固として反対し、自由社会に適切な政治形態として議会制民主主義を主張するということである。というのは、彼らは、個人の自由は議会制民主主義の下でのみ可能であり、独裁制の下では不可能だと信じているからである。それ故、自由を切望する人々は、統治の一形態としての議会制民主主義を放棄する意図を持たない。彼らは国家的社会主義を採用することに非常に不安を持っているけれども、たとえ独裁制によって得られるものが国家的社会主義の達成するものと同じであろうとも、議

会制民主主義を独裁制に置きかえるつもりはない。したがって、この問題は、独裁制をとまわらない国家的社会主義、つまり、議會制民主主義をとまわった国家的社会主義を採用することによって解決される。本草案の立場は、議會制民主主義を保持し、かつ、国家的社会主義を憲法に規定することである。そうすれば国家的社会主義を停止、修正又は廃棄することは議會多数派の手から離れるだろう。社会主義を制度化し、議會制民主主義を保持し、独裁制を回避するという三つの目的を実現しうるのは、この方法によってのみである。

この提案は、經濟構造にふれず社会の政治構造を規定することのみをその目的とする現行憲法との相違を浮かび上がらせている。その帰結は、政治構造と矛盾する經濟構造から生ずる力によって政治構造が問題となることは全くなくなることである。議會制民主主義をとまない独裁制をとまわらない社会主義を望む人々は、この提案を歓迎するだろう。

民主主義の精髓は、一人の人間がすなわち一つの価値であるという原理である。政治構造を形造る地位にある人々により政治構造を具体化することは、經濟構造に委ねられてきた。このことは、政府が人民に対して責任を持ち、政府による人民への抑圧を防ぎうるような憲法典を制定することで民主主義憲法として十分であるという旧い考えに憲法学者が支配されてきたことから生じた。それ故、民主主義的とよばれる諸国のほとんど全ての憲法典は、成人選挙制採用と基本的人権の保障という段階でとどまっている。民主主義的憲法典は、成人選挙制採用と基本的人権の保障以上に発展しなければならぬという觀念にまでは決して進まなかつた。換言すれば、昔の憲法学者は、憲法の範囲と作用は社会の政治構造の形態を定めることだと考えていた。民主主義が一人一価値という原理を遵守しようとするならば、社会の經濟構造をも規定することが同様に本質的であるということを彼らは決して理解しなかつた。今は大胆な措置を採るべき時期であり、憲法典によって社会の政治構造と經濟構造の二つを明規すべき時である。憲法制定分野の遅参者であるインドのような全ての国は、他の諸国の失敗を模倣すべきではない。これらの国々は、先駆者の経験から教訓を学びとるべきであろう。

第二条第三節

一項

一九一九年と一九三五年のインド統治法で採られた、州及び中央執行府組織構成のモデルは英国型のものであった。これは、英国型と対比され、非議会的執行府 (Non-Parliamentary Executive) と呼ばれるアメリカ型の執行府とは異なつた議会的執行府 (Parliamentary Executive) と憲法学者によつて呼称されるものといえよう。問題は、二つの統治法で採用されていた執行府の型式が維持されるべきなのか、放棄されるべきなのかということであり、放棄されるとすればどのモデルが採られるべきかということである。この問題に結論を下す前に、英国型執行府についての特色を明らかにすることが望ましい。それがインドに施行されたならば、おそらく次のような結果とならう。

英国又は議会的執行府の特色は左記のごとし。

- (1) 議会で多数を獲得した政党に、政府を組織する権利が与えられること。
- (2) 多数党に所属していない人を政府から排除する権利を多数党に与えること。
- (3) かくして形成された政府は、議会で多数支配を継続するかぎりその地位にある。多数支配が崩壊した場合には、現議会によつて選任される別の政府又は新しく選挙された議会によつて選任される新政府のために辞職しなければならない。

英国の制度がインドに適用された場合、その問題は次のように要約されよう。

- (1) 多数党が内閣を形成するという英国の統治制度は、多数派が政治的多数派であるという前提にもとづいている。インドでは、多数者はコミューナル多数者である。社会的・政治的綱領が如何なるものであろうとも、多数者は、コミューナル多数者としての性格を維持するであらう。何ものもこの事実を変えることは出来ない。このような事実が存在しているので、英国制度の模倣はコミューナル多数者に永久的に執行権を付与するという結果になるだらう。

(2) 英国統治制度は、内閣に少数党の代表を参加させる義務を多数党に負わせていない。したがって、これがインドに適用された場合の結果は目にみえている。多数者コミュニティを支配階級にし、少数者コミュニティを被支配階級にしてしまう。そのことは、コミュニケーションが、自らが少数者のために好ましいと判断したことにもとづいて行政を自由に行なうことを意味している。かような状態を民主主義と呼ぶことは出来ない。それは帝政 (imperialism) と呼ばれるべきだろう。

以上の諸帰結から判断すれば、英国型執行府の導入は、一般的に少数者の、とりわけ不可触民の生命、自由及び幸福追求への大きな威嚇といふことができよう。

不可触民の問題は、不可触民が直面している恐るべき問題である。不可触民は、彼らに敵対し、不正や暴虐を加えることを恥と思わない老大な数のヒンズー人口にとり囲まれている。日常的出来事であるこれら不正の救済措置として、不可触民は行政の援助を必要とする。ところがこの行政の性格及び構成はどのようなものなのだろうか？ 手短かに云えば、インド行政は完全にヒンズーの手にある。それは彼らの独占物である。最上級のものから末端にいたるまで彼らに支配されている。彼らに支配されていない省庁は存在しない。彼らは、警察、市当局、税務署及び實際上行政の全部門を支配している。考えられなければならない第二の点は、ヒンズーが行政外に押しやった不可触民に対すると同じ積極的反社会的で敵意のある態度を、行政に携わっているヒンズーも共有していることである。彼らの一つの目的は、不可触民に対する差別を行ない、不可触民から法の利益享受のみならず、暴虐と抑圧に対する法の保護をも拒否し奪うことである。その結果、不可触民は、ヒンズー人口とヒンズー支配行政との間、つまり不可触民に対して不正をなす者と犠牲者を救うかわりに不正行為者を保護するものとの谷間に置かれてしまう。

このような中で、独立 (Swaraj) は不可触民に何を意味するのだろうか？ それは一つのことを意味するにすぎない。すなわち、今日では行政のみがヒンズーの手にあるが、独立下では立法府と執行府がヒンズーの手ににぎられるにいたるだろう。このような独立が不可触民の苦しみを一層悪化させることはない。というは、不可触民に敵対的な行政に加えて、冷淡な立法府と無情な行政が存在することになるからである。悪意と無情さへの抑制をもたず、立法府及び執行府によって統制を受けない行

政は、何のチェックも受けずに不可触民に対する不公正な政策を追求しようというのがその結果であろう。別の云い方をすれば、独立の下で不可触民は、ヒンズーとヒンズー主義が彼らに与えてきた零落状態から逃れる道を何ら持たない。

以上が元来少数者と指定カーストのためのものと云われる英国的内閣制度導入についての特別な考察である。しかし、インドに英国的内閣制度を導入することに反対して主張される一つの一般的考察が存在する。明らかに、英国内閣制度は非常に安定した統治制度を英国国民に与えてきている。問題は、それがインドでも安定した政府を作り出すか？ ということである。そのチャンスは極めて少ない。カースト及び信条の衝突を考えると、インドでは立法府における政党・政派の過多に束縛されている。執行府が立法府での不信任成立によって辞職を義務づけられる英国的議院内閣制の下で、インドは執行府の不安定性に苦しむということがおそらく、否、確実に生ずる。というのは諸政党・政派が、ひんばんにしかも些細な目的のために離合集散し、政府の倒壊を実現することが容易だからである。いわゆる主要政党 (Major Parties) の現在の結束が継続することを期待しえない。実際、インドにおける英国化の問題が解決するや否や、これらの政党が共有している絆は消え失せてしまうだろう。政府の頻繁な倒壊は、アナキィー以外の何物でもない。現行インド統治法第九三条は、それに対する救済措置を定めている。しかし、この第九三条は、独立インドの憲法としては不適切であろう。それ故、何らかの代替規定が第九三条に置き換えられねばならない。

以上の考察から、英国型執行府がインドに全く合わないことが明白となる。  
本項が提案する執行府の形態は、左記の目的に仕えることを意図している。<sup>(4)</sup>

- (i) 多数者が、少数者に十分な発言の機会を与えることなく政府を組織することが出来ないようにすること。
- (ii) 多数者が、行政に対する排他的統制を行ない、そうすることによって少数者への暴虐を可能ならしめることが出来ないようにすること。
- (iii) 多数党が、少数者の信任を得ていない少数者の代表を執行府に参加させ得ないようにすること。
- (iv) 充分で効率的な行政に必要な安定した執行府を提供すること。

本項は、モデルとしてアメリカ型執行府を採用し、それをインドの条件とりわけ少数者の要求に適合させている。本提案中の執行府の形態は、責任政府の原理に反するという理由では異議を申し立てられない。英国型執行府に慣れた人は、それが民主主義的責任政府の唯一の形式ではないということを忘れてゐる。アメリカ型執行府も同じように民主主義的で責任ある政府形態である。議員に選ばれたという理由のみによって大臣になる資格を与えられるわけではないという提案にも、何の異議をさしはさむことは出来ないだろう。大臣に任ぜられるには、議員がその選挙民によって選挙されていなければならないという原則は、百年以上の間英国憲法によって十分に認められてきた。大臣に任命される議員は、その任命に應ずる前に選挙を受けなければならないことがないはずである。現実になされてゐる提案は、アメリカ型政府の改善版である。というのは、本提案で執行府の構成員が立法府に議席を持つことが出来るし、発言し質問に答える権利を有するからである。

## 二項

この提案は、論議の余地がない。多数者の暴虐と抑圧に対する最善の救済措置は、調査 (Inquiry)、公開及び討論である。これを本保護規定は定めてゐる。類似の提案がサプルー委員会 (Sapru Committee) によって勧告されていた。

## 三項

社会的ポイコットは、デモクレスの剣としてカーストヒンズーにより不可触民の頭の上に絶えず置かれてゐる。それがヒンズーの手に握られてゐるとき如何に恐ろしい武器であるかは、不可触民のみが知つてゐる。その影響と形態は、被抑圧階級の窮状を調査するため一九二八年ボンベイ政府により任命された委員会の報告書の中で十分に述べられてゐる。この報告書から引用することにして。極めて単純な方法でその状況を説明してゐるので、ヒンズーがどのような暴虐を不可触民に行なうことが可能か何人も

容易に理解しうるだろう。

委員会は、次のように述べている。

『吾々は、被抑圧階級が全ての公共施設利用権を確保するための各種の救済措置を勧告する。しかし、彼らがこれらの権利を行使する障害が将来長期間にわたり生ずることを危惧している。第一の困難は、保守的階級による彼らに対する公然たる暴力の惧れである。被抑圧階級は、あらゆる村落で少数者であり、彼らに対立しているのは自らの利益擁護に熱心で、自らの利益と尊厳を如何なる犠牲を払っても守り抜こうとする保守的多数者であることが注目されねばならない。警察による起訴の危険は保守的階級による暴力の行使に制限を課してきた。したがって、そのような事例は稀である。』

第二の困難は、今日被抑圧階級がおかれている経済的地位から生ずる。被抑圧階級は、州の大抵の地域で経済的自立性を持たない。ある者は、伝統的(保守的)階級の意のままになる賃借人として彼らの土地を耕作している。また、ある者は、保守的階級に雇用された農業労働者としての稼ぎで生活しており、他の者は、村使用人としての仕事の代償に保守的階級から与えられる食物とか穀物で生計を維持している。被抑圧階級が自らの権利を敢て行使したとき、彼らを土地から退去させ、雇用を停止し、さらには村使用人としての報酬支払を中止するということが村落で被抑圧階級に向けられる武器である。保守的階級がその経済力をこの武器として使用してきた多数の例を本委員会は知っている。共同して使用される小径を不可触民が通行することを妨害し、村落ベニアによる生活必需品の売買を停止することまで含む広範な規模でのポイコットは目論まれていた。(本委員会でなされた)証言によれば、被抑圧階級に対する社会的ポイコット宣言には、しばしば取るに足りないささいな理由で十分とされている。社会的ポイコットは、時として、共同井戸使用に関する被抑圧階級の権利行使からも生ずる。しかし、被抑圧階級男子が聖紐(sacred thread)を身につけ、わずかの土地を買い、良質の衣類若しくは装身具を身につけ又は公道を馬に乗り花婿として行進したという理由のみで嚴重なポイコットを宣言されてきたことはそう稀なことでは決してない。』

以上のことは、一九二八年に述べられたものである。今日ではもう存在していない事だと考えられないよう、次に、一九四七年

二月ロータック地方副長官 (Deputy Commissioner of the Rohak District) 宛てになされたパンジャブのケリー・ジェソール (Kehri Jessore) 村の不可触民による請願の写しを紹介する。この写しは私に送られてきたものであり、次のような内容である。

『拝啓

吾々、ケリー・ジェソール村の指定カースト (チャマール) 一同は、苛酷な窮状に貴殿が思いやりのある配慮をなされるよう希求いたします。吾々は、本村のカーストヒンズー・ジャートによる不当な圧力と残酷な取扱いに困窮しています。畑仕事に対する報酬として、以前一般的であった、食物と収穫物の一定量とハアンナを支給するかわりに一人一日につき収穫物を約一シーア分の現物で支払うと村のジャートがチョーパル (Chopal) に集まって吾々に告げたのは、約四ヶ月前でした。この報酬があまりにも少なく不充分でしたので、吾々は働きに行くことを拒否しました。これに対して彼らは怒り、吾々への社会的ボイコットを宣言しました。彼らが『プーチイ (Poochi)』と呼ぶところの動物に対して、政府では賦課できない税金を支払うことに同意しなければ、吾々の家畜は叢林地で放牧することを許されないと、規則を彼らはつくりました。彼らは、村の貯水池で吾々の家畜が水を飲むことすら認めず、放置しておくとか何らかの病気の原因となる塵芥の山が放置された吾々の生活道路を掃除人が清掃することを妨害しています。吾々は、恥べき生活を余儀なくされ、彼らはいつでも吾々を襲撃する体制をととのえており、吾々の妻子に淫だらな振舞いをする事によって吾々の名譽を汚辱するのが常であります。さらに吾々は最悪の形を採る苦悩を体験しています。子供達、学校へ行っている間、激しく殴打され残酷な取扱いを受けています。

吾々は、貴殿に以上の事実を詳細に述べた請願書を提出しました。しかし、いまだに何の措置も採られていないことは誠に遺憾であります。本件との関連で吾々が解決を申し入れた、ロータックの警部と税務官は御座成りの調査を行なっただけで、貧困で無知な人々の窮状を救うため何の配慮も払わなかったということからも、貴殿の心のこもった斟酌を必要としています。

それ故、吾々は、この問題について検討し、ジャートが様々な方法で吾々に加えている冷酷な取扱いと威嚇をやめさせるべく何らかの方策を採られるよう貴殿の格別の配慮を要請いたします。

吾々は、貴殿の心優しさに訴え、貴殿の道義心が人間の生来の権利たる名誉ある平穩な生活を可能ならしめる即座の措置を採られるよう期待する以外、何の手段も持っていません。

敬具  
』

このことは、一九二八年に真実であった事が今日でもあてはまることを示している。ボンベイで真実であることは、インド全体でもそうである。ヒンズーにより不可触民へのポイコットが一般的になされている証拠としては、先の州議会選挙でインド全域に亘って生じた事件に言及するだけで十分であろう。ポイコットが犯罪とされる場合にのみ不可触民はヒンズーの奴隸であることから解放されるだろう。ポイコットという武器は、今日では指定カーストのみならず他のコミュニティに対しても用いられている。それ故、本保護規定を設けることは、全ての小コミュニティの利益といえよう。

ポイコットに関する規定は、一九二二年ビルマ反ポイコット法を全体として踏襲したものである。

#### 四 項

このような規定は、一九三五年インド統治法第一五〇条に既に存在している。

### 第二条第四節

#### 第一部——一項

本項で特に新しく盛り込まれたものはない。議会における代表の権利は、プーナ協定によって容認されている。考察すべき唯一のポイントは、(1) 代表分担数、(2) 優遇割当数、(3) 選挙制度、に関することである。

#### (1) 代表分担数

プーナ協定で指定カーストに認められた代表分担数は、協定第一項に述べられている。協定で定められたこの割合は、(i) 他コ

ミニシティへの割当後、(ii) 他コミュニティへの優遇割当がなされた後、及び(iii) 特別利害関係者に議席割当がなされた後、残余の議席の均衡を考慮して定められたものである。指定カーストへのこの議席配分は、大きな不公平をもたらしてきた。特別優遇としてなされた議席及び特別利害関係者に与えられた議席から生みだされる不足分を指定カーストの負担とすべきではない。それらの議席配分は、プーナ協定以前のコミュニティ裁判によってでなされてきた。したがって、この場合、この不正を是正するのは不可能だった。

## (2) 優遇割当

指定カーストが受けているもう一つの不正が存在する。それは、議席の優遇割当に与えることの権利に関して。

議席優遇割当の権利を考察する際に、二つの問題が生ずる。一つは、多数者と少数者との間の問題であり、他の一つは、異なった少数者間の問題である。

第一の論議は、議席優遇割当の原則に関係する。多数者は、少数者が全人口に対するその割合をこえた代表の権利を有しないと主張する。この原則が何故多数者によって主張されるのかを理解することは困難である。多数者は人口割合に応じて自らの主張が実現されることを望むがゆえに、つねに多数者として存在しつづけ、しかも多数者として行為するつもりだともいうのだろうか？あるいは、少数者に如何に多くの議席優遇割当が与えられているかを理由として少数者に留まるべきであり、多数者が常にその意思で少数者に優遇を与えることが出来るといふ事実を変更できないことを意味するともいうのか？正しく解釈すれば、第一の理由は少数者が甘受する多数者決定以外の何物をも意味しない、多数者の基本観念の完全な否定を導く。これは多数者の意図たりえない。あるものは一層慈悲深い解釈を行なうにちがいないし、多数者の主張が依拠する論拠は第二のものであって第一のものではないと考えるにちがいない。議席優遇分担を持つ少数者でさえも少数者でありつづけようとするということは、多数者でありつづけながら政治的多数者の特権を要求するコミュニティ多数者の主張を受け入れるべきだということである。しかし、そこには、完全な敗走である敗北と、ほとんど勝利と云えるが勝利ではない敗北との間の相違が存在している。クリケットをしたことの

ある人なら、僅ずかの得点で敗れることと、全イング敗北することの間に違いがあることを知っているだろう。全イングの敗北は全くの失敗であるが、僅ずかの得点で敗れることはそうではない。このような敗北が少数者の政治生活分野で生じたならば、少数者の精神は低下させられ、士気を挫き、押し潰す。如何なる犠牲を払っても、これを避けねばならない。このような観点から見ると、人口——比例——代表の原則が誤りであることは疑いない。少数者が必要としているのは、多い代表ではなく効果的代表といえよう。

では、効果的代表とは如何なるものであろうか？ 代表の有効性は、多数者に全く支配されていないという意識を少数者に充分与えることが出来るか否かにかかっている。一少数者又は少数者連合の人口を基にした代表というのは、一少数者の人口又は複数の少数者がいるところでは少数者連合が、効果的な少数者代表を獲得できるだけの規模を持っているという事実がある場合にのみ有効である。しかし、少数者の人口比率がその代表割当数を決定する不変的基準とされる場合には、少数者又は少数者連合の人口が効果的代表を獲得するには少なすぎるといふ事例が生ずるだろう。このような基準に固執することは、少数者の正当な主張と認められている代表権の背後にある目的、つまり少数者の保護をなぶり物にすることである。人口を基礎として多数者から適宜代表割当数を控除することの別名である優遇議席分扱は、このような場合に本質的なものとなり、多数者が公正かつ率直でありたいと望むなら、それを承認せねばならない。それ故、議席優遇割当原則をめぐる争いはありえないだろう。問題は、この原則を前提として、どの程度の特別優遇が決定されるべきかということに限定される。明らかに、これは調整の問題であり原則の問題ではない。したがって、議席優遇割当原則に如何なる形の異議もありえない。ただ、議席優遇の要求は全ての少数者の一般的要求であり、多数者があまりにも大きいところでは指定カーストがそこに加わらざるを得ない。しかしながら、現行優遇割当数につき間違っていることは、様々な少数者間での不平等な配分である。今日、いくつかの少数者は、甘い汁をすっており、不可触民のようないくつかの少数者は全く利益を得ていない。この誤りは、わかりやすい諸原則にもとづく議席優遇配分によって矯正されなければならない。

(3) 選挙制度<sup>(10)</sup>

1、指定カーサイトに配分された議席の選挙方法は、プーナ協定(2)項(4)項で規定されている。それは二つの選挙、すなわち(1)第一次選挙、(2)最終選挙を定めている。第一次選挙は、指定カーサイトの分離選挙である。それは資格選挙であり、指定カーサイトに保留された議席に指定カーサイトを代表して最終選挙に立候補する資格者を決定する。最終選挙は、カーサイトヒンズーと指定カーサイトが投票できる合同選挙であり、最終結果はこの合同投票によって決まる。

2、プーナ協定五項は、第一次選挙を二〇年に制限してきた。このことは、一九四七年以降行なわれる如何なる選挙も純然たる、合同選挙制度と保留議席になることを意味する。

3、たとえヒンズーがこの二回選挙制度を更に延長することに同意するとしても、それは指定カーサイトを満足させないだろう。第一次選挙を維持することについては、二つの異議がある。第一に、この制度は、指定カーサイトが自ら最善と思う人を選挙するよう援助するものではない。附録IIIを見れば明らかのように、第一次選挙で最高得票を得た指定カーサイト候補者が最終選挙で当選していないし、第一次選挙で敗れた指定カーサイト候補者が最終選挙で最高位を得ている。第二に、第一次選挙は大部分虚構であり、実際的ではない。指定カーサイトに保留された一五一議席中四三議席のみが第一次選挙で決まったものであった。これは、指定カーサイトが、——第一次選挙と最終選挙という——二つの選挙の費用を負担しきれないからである。このような選挙制度を維持することは、無益というよりむしろ有害だといえよう。

4、今後、プーナ協定の定める条件にもついで実施される合同選挙・保留議席制度の下で事態は一層悪化しよう。このことに何の考察も必要でない。最終選挙は、指定カーサイトが合同選挙の中で全く選挙権を無意味ならしめられるということを決定的に明らかにしてきた。附録IIIの数字から次のことが理解される。本来の目的は、指定カーサイトが指定カーサイト候補者を選ぶということであるが、指定カーサイト候補者はヒンズーの投票によって選ばれるのみならず、ヒンズーが第一次選挙で敗れた指定カーサイト候補者を選んできたということである。これは、指定カーサイト選挙権の完全な剝奪である。附録IIIに示された数字から理解されるよう

に、大部分の選挙区における指定カーストとカーストヒンズーとの投票数の大きな不均衡にその主要な理由をみてとることができ、サイモン委員会が考えたように、保留議席という措置は、保護されたコミュニティが選挙区であまりにも小さな部分を構成しているところで機能を停止する。好例がまさに指定カーストの場合であろう。この不均衡を無視することは出来ない。成人選挙の下でもそれは続くだろう。その場合には、簡易迅速な応急措置が、真の指定カースト代表確保のために採られねばならない。この措置は、(i) 不必要で厄介なだけの第一次選挙及び(ii) 分離選挙の代用物——の廃止を含んでいなければならない。

5、政治部門における、ヒンズーと指定カーストとの関係を悪化させてきた問題の一つは、選挙制度の問題である。指定カーストは、分離選挙を主張している。ヒンズーは、分離選挙に反対することで一貫している。この問題についての解決に至るためには、ヒンズーと指定カーストとの間の平和と友好があり得ないということではなく——誰が正しくて誰が間違っているのか、反対は合理的な根拠にもとづいているのか又はたんなる偏見にもとづいているのか、を決定することが必要である。

6、分離選挙を要求する指定カーストに対して主張される論拠は、次のものである。

- (i) 指定カーストは、少数者ではない。
- (ii) 指定カーストは、ヒンズーであり、それ故彼らは分離選挙を行ないえない。
- (iii) 分離選挙は、不可触民制を永続させることになる。
- (iv) 分離選挙は、反民族的 (anti-national) である。
- (v) 分離選挙は、イギリス帝国主義が、コミュニティに民族の利益に反して行為するよう影響を与えることを可能にする。

7、以上の論拠は妥当なものといえるだろうか？

(i) 指定カーストが少数者でないという論拠は、「少数者」の意味を誤解している。宗教上の分離が少数者の唯一の基準ではない。しかも、適切でも十分な基準でもない。社会的差別が、ある社会集団が少数者であるか否かを決定する真の基準である。ガンジール氏でさえ、宗教的分離の基準よりはむしろこの基準を採用することが論理的かつ実際的だと考えていた。この基準にしたが

って、ガンジー氏は、一九三九年一〇月二一日付ハリジャン紙上で「多数者の擬制 (The Fiction of Majority)」と題する論説をあらわし、この中で指定カーストがインドにおける唯一の眞の少数者であると述べている。

(ii) 指定カーストは、ヒンズーであり、それ故分離選挙を要求できないという論議については、異なった形で同様の議論をすべきである。宗教上の帰属関係を憲法上の保護にとつて決定的要素とすることは、宗教上の帰属関係が社会的分離と差別の緊張程度によって左右されるという事実を見落している。分離選挙が宗教上の分離に伴っているという考えは、分離選挙を与えられた少数者が偶々宗教上の少数者であるという事実から生じている。しかしながら、この論議は正しくない。ムスリムは、宗教がヒンズーと異なっているという理由で分離選挙を与えられているわけではない。彼らが分離選挙を与えられているのは、——このことが基本的事実なのであるが——、ヒンズーとムスリムとの間の社会的関係が社会的差別によって特徴づけられているからである。少言葉を換えて約言すれば、選挙の性質は宗教との関連によって決定されるのではなく、社会的考慮のうえ決定されると云えよう。選挙の性格を決定する根拠として認められるのが社会的考慮であつて宗教上の帰属・非帰属関係でないということは、一九三五年インド統治法にもとづきキリスト教徒コミュニティのためになされた調整に充分示されている。キリスト教徒コミュニティは、三つの部門——Europeans, Anglo-Indians, 及び Indian Christians——にわかれていた。彼らは同じ宗教を信じているという事実にもかかわらず、各部門が分離選挙を行なっている。このことは、決定的なものが宗教的帰属でなく社会的分離だということを示している。

(iii) 分離選挙が不可触民とカーストヒンズーとの間の団結を妨げると主張することは、混乱した思考の所産である。選挙は五年に一度行なわれる。合同選挙がなされていると考えた場合でも、投票日以外の五年間ヒンズーと不可触民が別々に分離して生活しているのに、共に一日だけ投票することによって両者の結びつきがどのように促進されるのか理解することは困難である。同様に、分離選挙がなされていると考えた場合でも、五年間に一日分離投票を行なうことによって、現存する分離を促進すると考えることは困難であろう。逆の云い方をすれば、五年間に一日どのように分離選挙を行なうことによって、両者の団結を望んでいる人

人の目的実現を妨害することが出来るのだろうか？ それを具体化することによって、不可触民とヒンズーとのインター・マリジ、又は、インター・ダイニング (Inter-marriage or inter-dining) を<sup>(11)</sup>不可触民のための分離選挙がどのようにして妨害できると云うのか？ それ故、不可触民のための分離選挙が不可触民とヒンズーとの間の分離を永続化させるといふことには全く根拠がない。

(iv) 分離選挙が、反民族的感情をつくりだすと主張することは経験に反している。シーク教徒は、分離選挙を行なっている。しかし、誰もシーク教徒が反民族的だとは云わない。ムスリムは、一九〇九年から分離選挙を行なっている。シンナー氏は、分離選挙によって選ばれていた。しかしながら、一九三五年まで彼はインド民族主義の主張者であった。インドのキリスト教徒は、分離選挙を行なっている。それにもかかわらず、彼らは、實際上会議派名簿に載せられないのに、大部分が会議派を支持してきた。明らかに、民族主義・反民族主義は分離選挙と何の関係もない。それは選挙外の力の結果である。

(v) この論拠は、何の説得力もない。現実逃避以外の何物でもない。したがって、独立インドでは、このような理由にもとづく、分離選挙への反対はなくなるにちがいない。

8、分離選挙反対者が展開した論拠が何故論理と実証の吟味に耐えないのかという理由は、その問題にたいする彼らのアプローチが基本的に誤まりだということに帰着する。それは、次の二つの点で間違っている。

(i) 選挙制度が宗教上の関係又はコミュニティ関係とは何の関係もないということ、彼らは理解していない。選挙制度は、少数者が立法府へ真の代表を送り込むことを可能ならしめる機構以外の何物でもない。少数者保護のための機構なので、合同選挙か分離選挙かは少数者の決定に委ねられるべきであらう。

(ii) 彼らは、多数者コミュニティによってなされる分離選挙の要求と、少数者コミュニティによってなされる同様の要求との間の区別を行っていない。多数者コミュニティは、分離選挙を要求する権利を有しない。その理由は単純である。分離選挙を要求する多数者コミュニティの権利は、少数者の同意なく少数者を支配する多数者コミュニティ政府をうち立てる権利と同じものと云える。これは、政府が被治者の同意を得なければならぬという、十分確立された民主主義原則に反している。少数者が多

多数者を支配する地位に就くという可能性はないので、これと反対の原理、つまり、少数者コミュニティは自らの利益になつた選挙の性質を決定することが出来るという原理からは、このような悪い結論は導き出されない。

9、この問題に対する正しい態度とは、次の原理にもとづくものである。

(i) 選挙制度は、少数者保護のための手段なので、合同選挙か分離選挙かという問題は少数者の意志に委ねられねばならない。少数者が多数者に影響を与えるに十分な規模を持つなら、合同選挙を選択するであろう。その目的からしてあまりにも小さい場合には、無視されてしまうという危惧から、分離選挙を選ぶだろう。

(ii) 支配者たる多数者は、選挙制度の決定に際して何の発言権も持つことはできない。少数者が合同選挙を望むなら、多数者は合同選挙を受入れねばならない。少数者が独自に分離選挙を採用と決定したならば、多数者はその承認を拒むことは出来ない。換言すれば、多数者は、少数者の決定を確認しなければならず、それに従わねばならない。

## 第一部——二項<sup>(12)</sup>

このことに関してプーナ協定が何の規定も有していないので、本規定はプーナ協定と無関係だと思われるかもしれない。しかし、それは正しくない。何の規定も設けられていないということは、当然のこととして、そのような規定を設ける必要がなかったからである。これは二つの理由からそうなった。第一に、プーナ協定が締結された当時如何なるコミュニティも執行府代表特別割当を法律によって保障されていなかったという事実によつてである。第二に、執行府へのコミュニティ代表の問題は、インド総督が遵守することを必要とされる慣行(Convention)に委ねられていたからである。経験の示すところによれば、執行府への指定カーズト代表割当は、今日確定されるべきではない。

## 第一部——三項<sup>(13)</sup>

B・R・アンベードカルとインド憲法

本提案は、新しい要求ではない。プーナ協定第八項は、指定カーストに公務上の公正な代表を保障している。しかし、この第八項は、代表割当数を定めていない。この要求は、インド政府によって正当と認められ、代表割当数も定められてきた。残っているのは、それに制定法上の根拠を与えることである。

第二部——一項<sup>(14)</sup>

本提案も新しい要求ではない。プーナ協定第九項は、充分な金額が指定カースト教育のために充てられることを保障する。しかし、この第九項は分担額を明規していない。本提案の内容は、連邦及び州の責任分担を明らかにすることにつきる。これとの関連において、アングロ・インディアン<sup>(16)</sup>及びヨーロッパ人の教育と、中央政府により二つのヒンズー大学 (Aligarh and Benaras) になされた補助金とに関係する一九三五年インド統治法第八三条に言及されるだろう。

第二部——二項<sup>(15)</sup>

本提案は、新しい要求であるが、情況により正当とされよう。今日、ヒンズーは村に居住しており、不可触民は特定の地区 (Ghettos) に住んでいる。本提案の目的は、ヒンズーの束縛から不可触民を自由にすることである。現在の配置が続くかぎり、不可触民がヒンズーの軛を絶ち、自らの不可触性を棄て去ることは出来ないだろう。インドは、疑いなく村を基礎とする国 (a Land of villages) であり、村落制度が不可触民制を区画し承認しつつづけるかぎり、不可触民は不可触民制から逃れることは出来ない。本提案は、社会的に分離されている不可触民が地理的にも地域的にも分離されるべきこと、高低、可触・不可触の差別がどこにも存在しない分離村落に不可触民が移住すべきことを主張している。

分離居住要求の第二の理由は、村落での不可触民の経済的地位から生じている。彼らのおかれた境遇が最も哀れむべきものであることを何人も否定しえないだろう。彼らは、ヒンズーが恣意的に与える雑用と、任意に払う賃金とに全く依存した、土地を持た

ない労働者である。彼らが住んでいる村では、不可触民制を理由として如何なるヒンズーも彼らと取引をしないので、不可触民は商売や事業を行なうことが出来ない。それ故、彼らがヒンズー村の独立した一画としてのゲッターに住んでいるかぎり、不可触民に開かれていた生計手段が存在しないことは明らかである。

この経済的従属は、そこから生みだされていった貧困と退廃状況に加えて別の結果をももたらしてきた。ヒンズーは、その宗教の一部である、生活を規律する一つの法典(a Code of life)を持っている。この法典は、ヒンズーに多くの特権を与え、不可触民には人間生活の尊厳と矛盾する幾多の侮辱を与えている。不可触民は、インド全域にわたって、ヒンズーが宗教の名で与えてきた侮辱と不正に反対して闘っている。あらゆる村で、毎日ヒンズーと不可触民との永続的な闘争が続いている。ヒンズーの手中にある報道機関は、自らの不利益となるこれらの事実を公にする意図を全く持ちあわせていない。しかしながら、可触民と不可触民との間の苛烈な闘争の存在は動かしようのない事実である。自由でしかも名誉ある生活を求める闘争において、不可触民は、村落制度の下で自らが不利な立場におかれていることを知っている。それは、経済的にも社会的にも強大なヒンズーと、経済的に貧困で数の上でも小さい不可触民との間の闘いである。大抵の場合、ヒンズーが不可触民抑圧に成功することは多くの理由からして当然の帰結である。ヒンズーは、警察と行政当局を自らの味方にして、不可触民とヒンズーとの争いにおいて、不可触民は警察から決して保護を受けることはないだろうし、行政当局から決して正義を与えられないだろう。警察及び行政当局は、彼らの義務よりも自らの階級を当然のごとく大切にしている。しかし、ヒンズーの持つ主要な武器は、村で貧しい生活をおくる不可触民を支配する経済的権力である。本提案は、現実逃避だと批判されるだろう。しかし、唯一の対案は、永続的奴隷状態である。

### 第三部——一項

コミューナル多数者及びコミューナル少数者の問題を抱えた国は、彼らが政治権力の分担に同意する何らかの制度を必ず持っている。南アフリカがそうであり、カナダもそうである。カナダにおけるイギリス系住民とフランス系住民との間の権力分担調整制度は、

些細な官職にまで徹底されている。この問題に関して、ポリット氏 (Mr. Poritt) は、'Evolution of the Dominion of Canada' という著書の中で次のように述べている。

『オタワでは、政府任命権の全ての配分が、人種、言語及び長い間続いてきた一般的觀念にもとづいて、……ウェストミンスター の先例と違った形で行なわれている。オタワでは、新しく選ばれた各々の下院に新しい議長がいる。二ないし三議會期にわたって同一政党が政権を担当する場合、ある議會期に議長がイギリス系であれば、次の議會期の議長はフランス系カナダ人であるべきだという慣行が成立している。』

『また、如何なる時でも、議長と副議長の職が同じ人種に属する人によって占められてはならないということも原則である。議長がフランス系カナダ人であれば、副議長 (委員会の長ともなる) はイギリス系カナダ人でなければならぬ。何故ならば、副議長として選出された議員は、その在任中議長の使用する言語以外の言語の十分な知識を持つことを議院規則が必要としているからである。』

同様に、議院の書記と副書記、守衛と副守衛の職も——これらは選挙職でなく任命職であるが——二つの人種に配分される。議會、すなわち下院と同様に上院でも、重要か否かを問わずほとんど全ての官職が、これらの原則や慣行に従って配分される。給仕として働く半ズボンをはいた少年まで含めた両院のスタッフ名簿は、フランス系カナダ人とイギリス系カナダ人をほぼ同数載せていることだろう。官職配分原則及び慣行は、連邦成立以前に遡る。ケベックとオンタリオの二つが議會に全く同数の議員を選出していた連合州 (United Provinces) 初期に、つまりこの二州のみが連合構成州であった時期にまで遡ることが出来る。今日、ケベックは、下院二三四議席中六五議席を選挙する。その人口は、国内人口の四分の一ではない。また、国家歳入に対するその割合は、六分の一以下である。しかし、下院官職の平等な配分が権利と特権の維持に必要だとケベックは見做している。政権を担当する各々の政党がフランス系住民の支持に依存しているかぎり、分離学校制度を保障する British North America Act 中の規定を廃止することが困難であるように、議會の名譽と官職についてのケベックの要求を無視することは困難であろう。』

インドの少数者にとって不幸なことに、インド民族主義は、多数者の意思で少数者を支配する『多数者の神聖な権利 (Divine Right of Majority)』と呼ばれる新理論を展開してきた。権力の分担を求める、少数者の如何なる主張もコミュニナリズムと呼ばれ、多数者による全権力の独占は民族主義と呼ばれている。このような政治哲学に導かれ、多数者は、少数者が政治権力を分担することを認めようとしな。このことは、一九三五年インド統治法でインド総督に与えられた指令手段 (Instrument of Instructions) に含まれた義務 (内閣での少数者代表もふくめて) の否認からも明らかであるとし、それについてなされてきた慣行を尊重しようとしな。これらの状況下では、憲法で指定カーストの権利を明規する以外何の方法も残されてない。

### 第三部——二項

本提案は、新しい要求ではない。これは、保留議席による指定カーストの代表制度が当該関係コミュニティ相互の同意によって決定されるまで継続すると定めるプーナ協定第六項にかわるものである。指定カーストのために定められた保護を如何にして修正・変更するかに関し、指定カーストの意思を確認する安全な方法がないので、プーナ協定第六項に置きかわるプランを作成することが必要である。本提案と類似した目的を持つ規定は、オーストラリア、アメリカ及び南アフリカの憲法中にみられる。この種の問題を検討するに際して、二つの考えが念頭に浮かぶにちがいない。一つは、将来関係当局によってなされるだろう保護変更の可能性を排除することは好ましくないということ。もう一つは、その修正をめぐる不断の闘争も決して望ましくないということである。新しくつくられる連邦と州の議会が、前文で明示された責任に真摯に取り組むならば、保護変更問題発生を不可避ならしめる宗教・階級間の尖鋭な主張に悩まされることが望ましい。したがって、何らかの変更を検討しうるまでに、二五年の期間が設けられた。

### 第四部

B・R・アンベードカルとインド憲法

二二三 (二二三)

本項の目的は、英国領インドで指定カースト保護のためにどのような規定が設けられるにせよ、それと同様の規定がインド藩王国の指定カーストのために設けられるべきだということにある。本規定は、連邦編入を希望するインド藩王国がその憲法中に指定カースト保護規定を含んでいなければならないと主張する。

第五部——解釈

指定カーストが少数者か否かは論議されてきたところである。第一規定は、この論議に一応の結着をつけた。指定カーストは、インドの他の如何なる少数者に比しても劣悪な地位にある。それ故、彼らが要求してきたものは、他の少数者が要求しているものより一層保護に値する。なまじうる最小限のことは、彼らを少数者と扱うことである。

第二規定の目的は、地域的障害を除去することにある。ある州において指定カーストに属するとされた人が、たまたまその住所を変えたことによって何故憲法上付与された政治的特権享受を喪失するのか、何の根拠も存在しない。

〔訳註〕

(1) ウィリアム・バートン著、国士計画研究所訳『印度藩王国』(一九四三)。当時のインド総面積の五分の二、総人口の四分の一が藩王国君主の支配下にあった。その数は、五六二にのぼるとされるが、その中、三二七ヶ国はきわめて小規模のものであつてゐる。藩王国問題についてのアンバーカルの見解を「Ambedkar's statement on Indian States, June 17, 1947, in; Ed. by A. C. Banerjee, Indian Constitutional Document 1757-1947, vol. IV, p. 341.

(2) 条文の「territory」は「地域 (territory)」を意味し、「state」は「州 (state)」を意味する。

(3) 「二つの制限に服する」とされるが、以下に三つの制限が述べられてゐる。

(4) 全インド指定カースト連合の一九四四年九月二三日決議第九号「執行府の構造 (Framework of Executive Government)」参照。B. R. Ambedkar, *What Congress and Gandhi Have Done to The Untouchables*, 2nd. ed., 1946, pp. 361-2.

(5) A. C. Banerjee, *op. cit.*, vol. IV, pp. 31-2.

- (6) 被抑圧階級 (depressed classes) とする言葉は、イギリス政府が一九世紀後半から官庁語として使用してきた語である。当初は、今日の指定部族をも含めて用いられていたが一九三二年から不可触民のみをさして用いられるようになった。マナードカルは、非カースト・ヒンズー、プロテスタント・ヒンズー又は非同調ヒンズー (Non-Conformist Hindus) のいずれかの名称で不可触民を呼ぶように提案した。B. R. Ambedkar, *op. cit.*, p. 317.
- (7) 稀であるのは、警察による起訴であり、暴力の行使ではないと解される。
- (8) A. C. Banerjee, *op. cit.*, vol. III, pp. 242-3.
- (9) インド統治法問題を討議するため、一九三〇年、三一年英印円卓会議が開かれた。少数者の代表問題について意見の一致が得られなかったので、首相マタドナルドが裁定を下した。A. C. Banerjee, *op. cit.*, vol. III, pp. 237-243. W. N. Kuber, Dr. Ambedkar A Critical Study, 1973, pp. 101-.
- (10) 本文からも明らかのように、B・R・アンバードカルは、少数者に対する人口割合に応じた保留議席を、少数者自身で選出する分離選挙を主張してゐた。W. N. Kuber, *op. cit.*, p. 98; B. R. Ambedkar, *op. cit.*, p. 361, etc. しかし、現行憲法においても保留議席——合同選挙制 (指定カーストのために保留された議席を、その選挙区の有権者全員の投票により選挙する) が採られている。この選挙制度によれば、選挙区の多数を占めるカーストヒンズーの支持を得なければ当選できない。(実態として国民会議派、とりわけ故インディア・ガンジー派の議員を選出してきた。) したがって早くから (一九五五年) 指定カースト連合は、保留議席は不要となったとの声明を出している。山崎元一『インド社会と新仏教』(一九七九) 八七頁等参照。
- (11) 異カースト間の婚姻及び食事。
- (12) B. R. Ambedkar, *op. cit.*, pp. 361-2.
- (13) *Ibid.*, pp. 362-3.
- (14) *Ibid.*, p. 363.
- (15) *Ibid.*, pp. 363-4.
- (16) イギリス人とインド人との混血。

むすびにかえて

本稿は、B・R・アンベードカルの憲法構想を、現行インド憲法の関連規定、解釈及び判例と対比させることにより、明らかにするための資料を提供することを意図していた。

インド憲法の通説的解釈及び判例は、「法の下の平等」を原則とし、少数者にたいする保護規定をあくまでも例外的なものとなしているようである。ここでは、「保護」の客体としての少数者の存在は認められるが、「権利」の主体としての少数者の位置づけははっきりしない。つまり、基本的人権保障そのものの性質にかかわる規定としてではなく、それらをインドの現状を打開していくための「政策的」条項と解する傾向があるように思われる。

これに対して、アンベードカルの『国家と少数者』は、独立インドにおける少数者（とりわけ指定カースト）の参加と、少数者の保護を憲法の不可欠の構成要素とみなしている。つまり、たんなる「保護」客体としての少数者ではなく、自覚した権利主体としての少数者の当然の主張として、憲法上の少数者「保護」規定設置が要求されている。本稿で訳出した「条文解説」が、このことを明確に述べている。アンベードカルの個々の主張——本稿では、インド合州国憲法草案の諸条項——についての評価は、彼の憲法思想全般にわたる考察を必要とする。本稿は、その前提となる一資料を提出するものにはすぎない。彼の憲法構想は、カースト制克服への道と密接不離のものであり、その全体像についての研究も進みつつある。本稿で訳出した資料がその一助となれば幸いである。

(1) 本稿で訳出した現行インド憲法における少数者保護規定が、「基本的人権」、「国家政策の指導原則」という異なった性格のものを含んでいることを前提としたうえで、「基本的人権」規定であれば、その中の少数者保護規定の位置づけを問題としているのである。「国家政策の指導原則」中の規定についても同じ様に云えると思う。

(2) 近藤治編『インド世界』（一九八四）（佐藤宏執筆）は、カースト制、不可触民制克服をめざす潮流として、(1) マルク

ス主義、(2) ガンジー主義、(3) 共同体主義を挙げている。第三の共同体主義の代表として、B・R・アンベードカルが挙げられ、前二者との根本的相違は、「カースト共同体の崩壊↓階級的結集という歴史観を拒否し、カースト共同体そのもの実在を主張し、思想的拠点としてのカースト共同体の概念を有効視するところにある。」(一二〇頁)とされる。最近では、「カーストそのものがすでに階級である」とさえされ、全社会的階級対立はカースト対立そのもので表現される」(一二一頁)、「階級カースト闘争論」(Class-Caste Struggle)と呼ばれる思想に展開されている。本稿でも紹介したように、最高裁が、カーストと階級を区別し、そのことを少数者保護に否定的に解釈する傾向が強いことからしても、この思想は注目されよう。

本稿執筆にあたって、石尾芳久先生、関西憲法判例研究会、関西大学公法研究会の諸先生方から貴重な助言をいただいた。ここに記して感謝の意を表したい。